

(電子入札案件)

九州運輸局
コニカミノルタ高速カラー印刷機
消耗品等の供給及び保守業務
委託契約仕様書

国土交通省
九州運輸局

1. 目的

コニカミノルタ高速カラー印刷機（以下「印刷機」という。）が正常な状態で稼働しうるよう保守を行い、必要な消耗品等（用紙は除く）を供給させ、業務に支障のないような状態を保持させるものとする。

2. 適用範囲

本仕様書は、国土交通省九州運輸局が 3. に配備されている印刷機の保守・消耗品の補充等受注者が行う全ての事項に適用する。

3. 保守対象機種

設置場所：九州運輸局

福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館

機種：bizhubC759

月間予定使用枚数：モノクロモード：25,764枚

カラーモード：36,709枚

※月間予定使用枚数は、毎月の最低使用枚数を保障するものではない。

4. 契約期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5. 保守作業

- (1) 受注者は、発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、印刷機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、印刷機に必要な消耗品（ドラムカートリッジ、トナー、ドラムクリーナー等）を円滑に供給するものとする。
- (2) 受注者は、保守及び消耗品の供給について、当局から午前中の連絡については当日、午後連絡したものは翌日の午前中に対応できることが条件とし、故障時のメンテナンスについては、業務に支障があるため連絡後1時間以内に設置場所に到着可能な範囲に営業所及びエンジニアを有する保守体制を設けているものとする。
- (3) 受注者は、印刷機導入後改良部品等が出た場合は、無償で取付を行い、改良内容等を書面にて報告するものとする。

6. 履行検査

請負業者は毎月末履行完了後に、検査職員により履行検査を受けるものとする。

7. 請求書

請求書については設置場所毎に作成し、下記に留意のうえ、集計を行うものとする。

- (1) 料金計算の単位は月の初日から末日までとする。
- (2) 受注者の技術員が複合機の保守にあたって、複合機の点検と調整のため使用したプリント及び受注者の責に帰すべき原因での不良のプリントが生じたときは、当該プリント枚数を請求分のプリント枚数から除くものとする。
- (3) 受注者は各メーターのプリント枚数から前項の控除分を減じて算出されたプリント枚数に以下の定率を乗じた枚数を受注者の責に帰すべき原因による不良のプリントとみなし、その数を各メーターのプリント枚数から減数する。（不良プリントの算出にあたっては小数点以下を切り上げるものとする。）

- メーター1（黒又はモノクロモード）：1%
- メーター2（フルカラーモード）：1%
- (4) 料金の請求にあたり、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
- (5) 消費税及び地方諸費税に相当する金額に1円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

8. 連絡指示事項

本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うものとする。

9. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項であって、本保守契約の運用に必要と認められる事項が発生した場合は、担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じるものとする。
- (3) 提供する消耗品については環境に出来るだけ配慮した製品とする。
- (4) 契約日については、令和3年度予算成立をもって契約することとする。ただし、令和3年4月1日以前に成立した場合は、令和3年4月1日を契約日とする。なお、予算案の変更、成立の遅延等があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。